

報酬・料金等の源泉徴収義務者

Q : 私はサラリーマンですが、この度、自宅を新築することになり、建築士に設計を依頼し、設計料を支払うことになりました。建築士に対する設計料は、源泉徴収の対象と聞いたのですが、私のようなサラリーマンでも源泉徴収して納付しなければならないのでしょうか？

A : 源泉徴収して納付する必要はありません。

【解説】

原則として、報酬・料金、契約金又は賞金についてその支払いをする者は、支払いの際に、所得税を源泉徴収し、納付することとなっています。

したがって、原則として支払者が法人、個人、官公庁等にかかわらず源泉徴収義務者となりますが、次に掲げる人がこれらの報酬などを支払う場合には、所得税の源泉徴収は要しないこととされています。

- ① 給与又は退職手当等の支払いをしない個人
- ② 常時2人以下の家事使用人（例えばお手伝いさん）のみに対し、給与の支払いをする個人

ご質問の場合、あなたはサラリーマンであり、給与等の支払いはないものと考えられますので、所得税を源泉徴収し、納付する必要はありません。

なお、キャバレー、バー等のホステス等の業務に関する報酬・料金については、その支払者が上記①、②に該当する場合であっても源泉徴収をし、納付しなければなりません。

